

職員募集のお知らせ（教育委員会高校教育課県立学校教員人事係）

以下のとおり、岐阜県教育委員会会計年度任用職員を募集します。

募集概要

職名	部活動指導員
募集人数	130名程度（予定）
所属名・勤務地	・県立高等学校
業務内容	部活動の管理運営及び技術指導等
必要な資格等	○次のいずれかを必要とします。 ・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における部活動の指導経験を3年以上 ・教育職員免許法に規定する中学校、高等学校又は特別支援学校の教員免許状 ・当該部活動に関連する指導実績が十分にあると岐阜県教育委員会が認める者
任期	学校の実情に応じて必要とする期間で、採用する日が属する年度内の日（最長でも年度末）まで
勤務日、勤務時間及び休憩時間等	○勤務時間は、1週間について29時間をこえない範囲において、勤務する学校長が定めます。 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは勤務する学校長が定めます。
所定勤務時間を超える勤務の有無	無
週休日、休日	週の勤務日の状況に応じて個別に学校長が定めます。
報酬	○報酬は、時給額で支給します。 時給2,030円（参考：令和7年度） ○勤務する月の翌月の21日に支給します。 ○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、期末手当の支給対象となります。 （i）任用期間が6月以上であること （ii）1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上であること （※注1）

	○次の全ての条件を満たす会計年度任用職員は、勤務実績に応じた勤勉手当の支給対象となります。 (i) 任用期間が6月以上であること (ii) 1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上であること (※注1) ○期末手当及び勤勉手当は6月・12月に支給します。 ○地域手当を支給します。 ○定期昇給はありません。 ○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給します。 ○退職金はありません。 (※注1) 期末手当、勤勉手当における「1週間当たりの正規の勤務時間」とは、【年間の総勤務見込時間】を【全任用期間の週数】で除した時間になります。 (例) 4月1日～3月31日まで1年間勤務するが、長期休業期間を除くと週20時間で、35週勤務する場合 【年間の総勤務見込時間】 $20 \times 35 = 700 \text{ (時間)}$ 【1週間当たりの正規の勤務時間】 $(700 \times 60) \times 7 / 365 = 805.47 \dots \text{ (分)}$ 小数点以下を切り捨てて、805分とする $805 \text{ 分} = 13 \text{ 時間 } 25 \text{ 分}$
社会保険、労災保険及び雇用保険	○次の(i)または(ii)の要件を満たす会計年度任用職員は、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の加入対象となります。 (i) 勤務時間が常勤職員の4分の3以上である者 (ii) 勤務時間が常勤職員の4分の3未満であり、以下の4要件を全て満たす者 ・週の所定労働時間が20時間以上であること(※注2) ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・任用期間が2カ月以上見込まれること(※注3) ・学生でないこと (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律及び公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律による) ○労災保険に加入します。

	○次の全ての要件を満たす会計年度任用職員は、雇用保険の加入対象となります。 (i) 週の所定労働時間が20時間以上であること (※注2) (ii) 31日以上継続して雇用される見込みであること (iii) 雇用保険の適用事業所に雇用されていること (雇用保険法による) (※注2) ・「週の所定労働時間」については、「通常勤務する週の勤務時間数」とする。 ・加入要件の詳細については、「業務取扱要領 20001-23600 雇用保険適用関係 厚生労働省職業安定局雇用保険課」の「20703 (3) 資格取得届記載要領及びその指導 イ (フ)」を参照願います。 ・保険料の支払い手続きに関することは、所管のハローワークの指示に従ってください。
特記事項	・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

○受験資格（欠格条項）について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮（令和7年6月からは拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○当初予算成立について

本採用は、「令和8年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。そのため、令和8年第1回岐阜県議会定例会（例年2月開会）において、各事業に係る予算案が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承ください。なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

○その他留意事項

- ・採用後 1 カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・地方公務員法に定める、服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用されます。
- ・また、同法に定める、懲戒処分(戒告、減給、停職、免職)及び分限処分(休職、降給、降任、免職)を受けることがあります。
- ・直近の勤務実績(人事評価)を基に、2回を限度として再度の採用を行うことがあります。
- ・会計年度任用職員として一度退職されたのち、他の任命権者(※)で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。
※ 任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等(人事委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など)をいいます。
- ・県と特別な利害関係のある営利企業等(※)に兼業する場合は、採用されないことがあります。
※ 例えば、会計年度任用職員の職と兼業の業務内容に、補助金、負担金その他の金銭の交付、許可、認可、免許その他の行政処分、検査、監査、監督その他の権限行使又は工事、物品購入その他の契約の相手方となり、又はこれらの相手方となり得る関係がある場合をいいます。
- ・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務する場合、週の勤務時間が計 38 時間 45 分以上となること、または、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超過することはできません。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

試験内容

試験内容	面接及び書類選考
試験日時（予定）	各学校から連絡でお知らせします。
試験会場	連絡のあった学校で行います。

合格発表

合格発表日（予定）	各学校から面接時にお知らせします。 合否結果を郵送で通知します。
-----------	-------------------------------------

募集方法

以下のとおり申し込んでください。

申込方法	下記のホームページより登録すること。 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/252206.html
受付期間	令和7年10月29日（水）～ ・できる限り勤務を希望する年度の前年度、2月中旬までに登録をしてください。 ・採用については、学校において必要が生じた際に、その都度ご連絡します。そのため、登録者全員が採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。

問い合わせ先

所属	高校教育課県立学校教員人事係
電話	（０５８）２７２－１１１１　　内線：８６６７
メールアドレス	c17786@pref.gifu.lg.jp